

国道利第 23 号
国道メ企第 23 号
令和 7 年 7 月 25 日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿
独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構総務部長 殿

国土交通省道路局 路政課長
国道・技術課長

道路法施行規則の一部を改正する省令の施行について

道路法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年国土交通省令第 84 号。以下「改正省令」という。）については、令和 7 年 7 月 25 日付で公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなったので、下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、関係省庁及び関係部局と調整済みであることを申し添える。

記

1 改正省令の趣旨

令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市において、下水道管の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没事故が発生したことを踏まえ、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」にて、関係者間におけるリスク情報の共有のあり方等について議論されており、道路管理者と道路占用者との連携強化が求められている。

道路占用者は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 39 条の 8 の規定に基づき、国土交通省令に定める基準（道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号。以下「規則」という。）第 4 条の 5 の 5）に従い、占用物件の維持管理をしなければならないこととされているが、当該基準には、点検結果の共有方法等に関して具体的な定めはない。

直轄国道においては、「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」

(令和元年5月30日付け国道利第1号・国道メ企第2号)により、占用物件の占用期間満了に伴う更新時等における道路占用者による書面の提出等をもって、占用物件の安全性について確認を行っている。一方で、地方公共団体が管理する道路については、全ての自治体で国と同様の取組を実施している状況ではなく、占用物件の管理状況が十分に道路管理者に共有されていない状況にある。

また、今般の道路陥没事故の発生を受け、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、本年4月より、各都道府県において、道路管理者と道路占用者が、相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐための取組の状況共有などを行う場として地下占用物連絡会議が設置されており、占用物件の規模や種類、場所等も考慮しながら、これらの取組をさらに進める必要がある。

こうしたことから、改正省令では、道路管理者が占用物件の安全性や維持管理の状況について確認できるよう、道路占用者は、占用物件の区分ごとに定める時期に、道路管理者に対して占用物件の安全性を確認した旨を報告することとした。また、電柱、電線及び地下管路等の占用者にあっては、道路管理者（法第28条の2第1項に規定する協議会等が組織されている場合には、当該協議会等）が定める期間ごとに、点検の実施状況や結果等の占用物件の維持管理の状況に関する事項について報告を行うこととした。

これらの新たな規定により、道路管理者として道路占用者の占用物件の維持管理に関する意識の向上を図ること等により、道路占用者による占用物件の維持管理の適正化を図り、占用物件に起因する道路の構造や交通への支障等を未然に防ぐことが改正省令の趣旨である。

2 占用物件の安全性を確認した旨の報告

(1) 報告の対象となる占用物件

法第39条の8では、全ての道路占用者に対して維持管理義務を課していることから、全ての占用物件を対象とする。

(2) 占用物件の区分と安全性を確認した旨の報告の時期

イ 電柱及び電線並びに水管、下水道管その他これらに類するもの

占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき（許可を受けた道路の占用の期間が5年を超えるものにあっては、当該許可を受けた日から起算して5年を経過したとき及び占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき）に当該占用物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告することとしている。これは、占用期間が最長10年となる物件を対象に、重大事故を未然に防止する観点から、更新時のほか許可を受けてから5年経過した時点においても、占用物件の安全性を確認することが必要であるという趣旨の下、このような内容としている。

ロ イに掲げるもの以外のもの

占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするときに当該占用物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告することとしている。これは、一般的な占用物件の占用期間は5年以内とされており、これを更新しようとするときには、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告させ、道路構造等への支障を未然に防ぐ

こととしている。

3 道路管理者または協議会等が必要と認める占用物件の道路管理者または協議会等への報告

規則第4条の5の5第3号では、同条第2号イに掲げる占用物件において、当該占用物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者が必要と認めるものについて、当該占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に1回の頻度で、道路管理者へ報告することとしている。

また、法第28条の2第1項に規定する協議会その他これらに準ずるもののが組織されている場合には、当該協議会等が必要と認めるものについて、報告することとしている。

そのため、法第28条の2第1項に規定する協議会等が組織されている場合には、道路管理者が個別に占用者に対して占用物件の点検の実施に係る計画等を求めることができない点に留意されたい。

4 その他

(1) 「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」について

上記の運用については別途「「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」の制定について」（令和7年7月25日付け国道利第18号・国道メ企第19号）にて通知する「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」にて、直轄国道における運用を規定しているため、参照されたい。

(2) この通知は、令和8年4月1日から施行する。